

## 2-1. 古賀市内の保育所等について

古賀市には、次の①～⑥の施設があります。施設の種類によって、申込先が異なります。

【①②③の場合】

子ども家庭センター 保育・手当係

※認定こども園1号利用については、各施設への申込になります。

申込先：

【④⑤⑥の場合】

各施設

申込方法については、各施設にお尋ねください。

	種類	施設数	対象年齢	特徴
①	認可保育所	1	0～5歳	仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって就学前までの児童をお預かりする施設です。
②	認定こども園	11	0～5歳	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）」に基づき、就学前までの児童をお預かりする施設です。幼稚園と保育所の機能を併せ持っています。
③	小規模保育事業所	2	0～2歳	仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって児童をお預かりする施設です。0歳児から2歳児クラスまでの児童を対象に、19名の定員で保育を行います。
④	幼稚園	2	2歳頃～5歳	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。1日4時間前後お預かりします。希望する方には、時間外の預かり保育を行っている施設もあります。
⑤	届出保育施設	2	0～5歳	保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき、福岡県知事に届け出ることが義務付けられている保育施設です。
⑥	企業主導型保育施設	4	0～5歳	仕事と子育てとの両立に資することを目的とする施設です。施設を設置した企業で働く方（その会社の従業員）だけでなく、地域児童も利用できます。届出保育施設でもあります。

活用してください  
保育コンシェルジュ

保育所などで勤務経験のあるコンシェルジュ（保育士資格所持）が、  
経験を活かして保育所入所等の相談に応じています。



保育園の空き状況は？

どうやって申し込むの？

認定こども園って何？

などなど...

場所 子ども家庭センター

電話 092-942-1157

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより、子ども家庭センター職員が代わりに対応させていただく場合があります。